



# 島根県報

平成18年10月13日(金)  
号外第116号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 条 例

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例	(総務課)	5
島根県公立大学法人評価委員会条例	( " )	7
島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例	( " )	7
島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	8
島根県減債基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	9
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	9
島根県県税条例の一部を改正する条例	( " )	10
島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	(健康推進課)	10
島根県認定こども園の認定基準に関する条例	(青少年家庭課)	10
島根県卸売市場条例の一部を改正する条例	(しまねブランド推進課)	14
栄養教諭の配置に伴う関係条例の整備に関する条例	(義務教育課)	14
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例	(生涯学習課)	15
島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部を改正する条例	(文化財課)	18
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部)	21

### 公布された条例等のあらまし

#### 島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例(条例第49号)

##### 1 条例の概要

県立大学の設置及び管理を行う公立大学法人島根県立大学を設立することに伴い、島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止することとした。

##### 2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

#### 島根県公立大学法人評価委員会条例(条例第50号)

##### 1 条例の概要

###### (1) 組織

ア 島根県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)は、委員5人以内で組織することとした。(第2条第1項関係)

イ 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命することとした。(第2条第2項関係)

###### (2) 委員の任期

委員の任期は、2年とすることとした。(第3条関係)

###### (3) 委員長

委員長は、委員の互選により定めることとした。(第4条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例(条例第51号)

1 条例の概要

- (1) 島根県立大学短期大学部の入学検定を受けようとする者は入学検定料を、同大学に入学しようとする者は入学料を納付しなければならないこととした。(第2条・別表関係)

区 分	一般学生	科目等履修生	特別聴講学生	研究生
入学検定料	18,000円	9,800円	9,800円	9,800円
入学料	県内者	112,800円	11,300円	33,800円
	県外者	169,200円	16,900円	50,700円

- (2) この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例(条例第52号)

1 条例の概要

島根県特別職報酬等審議会の担任意務に知事、副知事及び出納長の退職手当の改定についての審議を加えることとした。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県減債基金条例の一部を改正する条例(条例第53号)

1 条例の概要

- (1) 勘定の設置(第3条関係)

ア 減債基金に次に掲げる勘定を設けて、それぞれに定める資金の管理に係る経理を行うこととした。

ア 一般勘定 (イ)に定める資金以外のもの

イ 満期一括勘定 満期一括償還方式の県債の償還の財源に充てるために積み立てた資金

イ 知事は、財政上特に必要があると認めるときは、満期一括勘定に属する資金を繰戻しの期限を定めて一般勘定に繰り入れることができることとした。

- (2) 運用益金の処理(第5条関係)

ア 一般勘定に属する資金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、一般勘定に繰り入れることとした。

イ 満期一括勘定に属する資金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、満期一括償還方式の県債に係る利息の償還の財源に充てるほか、一般勘定に繰り入れることとした。

- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

1 条例の概要

引用する法律の題名の改正等規定の整理(第1条・第6条関係)

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成18年8月22日から適用することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例(条例第55号)

1 条例の概要

県民税の法人税割の超過課税の適用期限を平成24年3月31日まで5年間延長することとした。(附則第7項関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第56号)

### 1 条例の概要

普通調整交付金の交付において勘案する事項の変更(第2条関係)

## 2 施行期日等

公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用することとした。

島根県認定こども園の認定基準に関する条例(条例第57号)

### 1 条例の概要

(1) この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、認定こども園の認定の基準その他必要な事項を定めるものとする。こととした。(第1条関係)

(2) 認定こども園の種類は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園とする。こととした。(第2条関係)

(3) 認定こども園の長に関する基準を定めることとした。(第8条関係)

(4) 職員のうち保育に従事する者の配置の基準を定めることとした。(第9条第1項関係)

(5) 短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間における学級担任の配置等の基準を定めることとした。(第9条第2項関係)

(6) 職員が有する幼稚園の教員免許状又は保育士の資格が必要な場合についての基準を定めることとした。(第10条関係)

(7) 園舎、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場等の基準を定めることとした。(第11条関係)

(8) 認定こども園における教育及び保育に関する基準を定めることとした。(第12条関係)

(9) 認定こども園における管理運営等に関する基準を定めることとした。(第13条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県卸売市場条例の一部を改正する条例(条例第58号)

### 1 条例の概要

用語の整理(第4条・第7条・第19条関係)

改正前	改正後
資本	資本金
営業	事業

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

栄養教諭の配置に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第59号)

### 1 条例の概要

次に掲げる条例について、その適用の対象となる職員に栄養教諭を加えることとした。

(1) 市町村立学校職員の旅費に関する条例

(2) 県立学校の教育職員の給与に関する条例

(3) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例

(4) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例

(5) 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

- (6) 市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (7) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (8) 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例(条例第60号)

1 条例の概要

- (1) 島根県立青少年の家の管理を、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることとした。(第12条関係)
- (2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手續及び管理の基準を定めることとした。(第13条 - 第22条関係)
- (3) その他規定の整備

2 施行期日等

平成19年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の青少年の家の管理に係る指定管理者の指定の手續は、施行前においても行うことができることとした。

島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部を改正する条例(条例第61号)

1 条例の概要

- (1) 島根県立古墳の丘古曾志公園の管理を、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることとした。(第3条関係)
- (2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手續及び管理の基準を定めることとした。(第4条 - 第13条・第18条 - 第20条・第22条関係)
- (3) その他規定の整備

2 施行期日等

平成19年4月1日から施行することとした。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手續は、施行前においても行うことができることとした。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例(条例第62号)

1 条例の概要

- (1) 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証交付手数料の額の改定(別表第1の40の項関係)

改正前	改正後
1,650円	2,100円

- (2) 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証再交付手数料の額の改定(別表第1の41の項関係)

改正前	改正後
3,200円	3,650円

- (3) 運転免許証更新手数料の額の改定(別表第1の47の項関係)

改正前	改正後
2,100円	2,550円

2 施行期日

平成19年1月4日から施行することとした。

---

## 条 例

---

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県条例第49号

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 島根県立短期大学条例（昭和39年島根県条例第1号）
- (2) 島根県立大学条例（平成11年島根県条例第54号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料については、なお従前の例による。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正）

- 4 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「教育職員」とは、県立の高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習主任、主任寄宿舎指導員、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

第4条第1項を次のように改める。

教育職員に適用する給料表は、高等学校等教育職給料表（別表第1）とする。

第4条第2項中「別表第3及び別表第4の級別職務分類基準表」を「高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表（別表第2）」に改める。

第4条の2を削る。

第22条の2第1項中「又は大学の学長」を削り、同条第2項中「、管理職員にあっては」及び「、大学の学長にあっては当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額」を削り、同項ただし書中「それぞれ」を削る。

第24条第2項中「（大学の学長にあっては、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額、大学教育職給料表の適用を受ける教育職員でその職務の級が4級であるものうち人事委員会規則で定める教育職員（次項及び第25条において「特定幹部教育職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（特定幹部教育職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の75を乗じて得た額）」を削る。

第25条第2項中「（特定幹部教育職員にあっては100分の92.5）」、「（特定幹部教育職員にあっては、100分の45）」及び「（特定幹部教育職員にあっては、100分の50）」を削る。

第26条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を削り、別表第4を別表第2とする。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 5 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

- 6 県立学校の職員定数条例(昭和31年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

「県立大学

第2条中 教育職員 137人 を削る。

事務職員、技術職員その他の職員 51人」

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和34年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とする。

第5条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「県立大学の学校医に関しては県規則で、その他の学校医等に関しては県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第5条とする。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

(職員の互助会に関する条例の一部改正)

- 9 職員の互助会に関する条例(昭和38年島根県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「県立大学の職員、」を削る。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 10 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

(県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 11 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和47年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(県立大学を除く。以下同じ。)」を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 12 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「管理職員又は大学の学長」を「管理職員が」に改め、「。以下「任期付職員条例」という。」を削り、「職員」を「職員が」に、「同条第2項中「管理職員に」を「当該管理職員」に、「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員に」を「当該職員」に改め、同条第5項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

(改正の順序)

- 13 附則第4項及び栄養教諭の配置に伴う関係条例の整備に関する条例(平成18年島根県条例第59号)第2条の規定による県立学校の教育職員の給与に関する条例の改正については、同条例は、栄養教諭の配置に伴う関係条例の整備に関する条例第2条の規定によってまず改正され、次いで附則第4項の規定によって改正されるものとする。

島根県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第50号

島根県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、島根県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第51号

島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立大学短期大学部(以下「大学」という。)の入学検定料及び入学料に関し必要な事項を定

めるものとする。

(入学検定料及び入学料の納付)

第2条 大学の入学検定を受けようとする者は入学検定料を、大学に入学しようとする者は入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学検定料及び入学料の額は、別表のとおりとする。

(入学検定料及び入学料の納付時期)

第3条 入学検定料は入学願書を提出するときに、入学料は知事が定める期間内に納付しなければならない。

(入学検定料及び入学料の減免)

第4条 被災、行方不明、死亡等やむを得ない事情があると認められる場合は、知事が別に定めるところにより、入学検定料及び入学料を減免することができる。

(入学検定料及び入学料の不還付)

第5条 既に納付した入学検定料及び入学料は、還付しない。ただし、前条の規定により入学検定料及び入学料の減免を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、入学検定料及び入学料に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において第2条第1項の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった入学検定料及び入学料については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

区 分		一般学生	科目等履修生	特別聴講学生	研究生
入 学 検 定 料		18,000円	9,800円	9,800円	9,800円
入学料	県内者	112,800円	11,300円	11,300円	33,800円
	県外者	169,200円	16,900円	16,900円	50,700円

備考 「県内者」とは次のいずれかに該当する者をいい、「県外者」とは県内者以外の者をいう。

ア 入学する日の1年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する者

イ 入学する日の1年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する配偶者又は2親等内の親族を有する者

ウ ア又はイに掲げる者に準ずると知事が認めた者

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第52号

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例

島根県附属機関設置条例(昭和43年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県特別職報酬等審議会の項中「給料」の次に「及び退職手当」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



島根県減債基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第53号

島根県減債基金条例の一部を改正する条例

島根県減債基金条例（昭和39年島根県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条中「繰り戻し」を「繰戻し」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「基金の」を「一般勘定に属する資金の」に、「この基金」を「一般勘定」に改め、同条に次の1項を加える。

2 満期一括勘定に属する資金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、満期一括償還方式の県債に係る利息の償還の財源に充てるほか、一般勘定に繰り入れるものとする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（勘定）

第3条 基金に次の各号に掲げる勘定を設けて、それぞれ当該各号に定める資金の管理に係る経理を行う。

(1) 一般勘定 次号に定める資金以外のもの

(2) 満期一括勘定 満期一括償還方式の県債の償還の財源に充てるために積み立てた資金

2 知事は、財政上特に必要があると認めるときは、満期一括勘定に属する資金を繰戻しの期限を定めて一般勘定に繰り入れることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第54号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改める。

第6条中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改め、同条第1号中「第6条第6項」を「第9条第10項」に、「基本計画」を「認定基本計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の規定は、平成18年8月22日から適用する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第55号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成19年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第56号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成18年10月1日から適用する。

島根県認定こども園の認定基準に関する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第57号

島根県認定こども園の認定基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、認定こども園の認定の基準その他必要な事項を定めるものとする。

（認定こども園の種類）

第2条 法第6条第2項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の種類は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園とする。

（幼保連携型認定こども園）

第3条 幼保連携型認定こども園は、幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、当該施設を構成する幼稚園において幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第79条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育（以下「幼稚園教育」という。）を行い、及び当該施設を構成する保育所において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児（以下「保育に欠ける幼児」という。）に対する保育を行うほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し、学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成され

るよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

- (2) 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(幼稚園型認定こども園)

第4条 幼稚園型認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 幼稚園教育を行うほか、当該幼稚園教育のための時間の終了後、保育に欠ける幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

- (2) 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

イ 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(保育所型認定こども園)

第5条 保育所型認定こども園は、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該保育に欠ける幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所とする。

(地方裁量型認定こども園)

第6条 地方裁量型認定こども園は、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該保育に欠ける幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設とする。

(認定の基準)

第7条 法第3条第1項第4号又は同条第2項第3号の条例で定める認定の基準は、次条から第13条までに定めるとおりとする。

(認定こども園長の基準)

第8条 認定こども園の長（以下「園長」という。）に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 園長として1人を置くこと。
- (2) 園長は、認定こども園が子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を提供する機能を総合的に発揮するために必要な管理運営の能力を有する者とする。
- 2 園長は、幼稚園、保育所又は認可外保育施設の長がこれを兼ねることができる。

(職員配置の基準)

第9条 職員のうち保育に従事する者の配置の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数となるよう規則で定めるところにより計算して得られた人数とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。

- (1) 満1歳に満たない子ども おおむね3人につき1人以上
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね6人につき1人以上
- (3) 満3歳以上の子どものうち、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者（以下「短時間利用児」という。） おおむね35人につき1人以上
- (4) 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち、保育所と同様に1日に8時間程度利用する者（以下「長時間利用児」という。） おおむね20人につき1人以上
- (5) 満4歳以上の子どものうち、長時間利用児 おおむね30人につき1人以上

2 短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)における基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに担当職員(以下「学級担任」という。)を1人以上置くこと。

(2) 知事が特に必要と認める場合を除き、1学級の子ども数は、35人以下とすること。

(職員の資格の基準)

第10条 職員の資格の基準は、次のとおりとする。

(1) 職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者とする。

(2) 職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者とする。

(3) 前号の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者とする。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって知事が必要と認めるときは、この限りでない。

(4) 第2号の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者とする。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって知事が必要と認めるときは、この限りでない。

(施設設備の基準)

第11条 法第3条第2項に規定する幼稚園及び保育所等の設置の基準は、幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が、同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることとする。ただし、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすときは、この限りでない。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されること。

2 認定こども園の園舎の面積(満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積並びに満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積を除く。第4項において「園舎の面積」という。)の基準は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる面積とする。

学級数	面 積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室並びに満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては乳児室又はほふく室を設けるものとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上とすること。

(2) 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準をいずれも満たすものとする。

ア 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる面積に、満2歳以上満3歳に満たない子どもについてアにより算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面 積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

(3) 調理室は、子どもに食事を提供するに必要な機能を有すること。

(4) 乳児室及びほふく室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき、乳児室にあっては1.65平方メートル以上、ほふく室にあっては3.3平方メートル以上とすること。

4 第 2 項並びに前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、既存施設（幼稚園又は保育所等として既に利用されている施設をいう。）の園舎の面積及び保育室又は遊戯室の面積並びに屋外遊戯場の面積の基準は、次に掲げる認定こども園の種類に応じ、当該各号に掲げる規定によるものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園又は地方裁量型認定こども園 第 2 項又は前項第 1 号及び同項第 2 号ア又はイ
- (2) 幼稚園型認定こども園 第 2 項及び前項第 2 号イ
- (3) 保育所型認定こども園 前項第 1 号及び第 2 号ア

5 屋外遊戯場は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合で次の各号に掲げる要件をいずれも満たすときは、当該認定こども園の付近にある適当な場所にこれを代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 第 3 項第 2 号又は前項各号の規定による屋外遊戯場の面積の基準を満たすこと。

6 第 3 項第 3 号の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、規則で定める要件を満たすときに限り、満 3 歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園以外の場所において調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、調理室には、調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えるものとする。

（教育及び保育の内容の基準）

第12条 認定こども園における教育及び保育の内容の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針（保育所の保育内容に関して厚生労働省が定める指針をいう。）の目標が達成されるものであること。
- (2) 集団生活の経験年数が異なる子どもがいることその他の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。
- (3) 教育及び保育を一体的に提供するための全体的な計画が編成され、及びこれに基づく指導計画が作成されていること。
- (4) 小学校教育との連携が図られるものであること。

（管理運営等の基準）

第13条 認定こども園における管理運営に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 多様な機能を一体的に提供するため、園長がすべての職員の協力を得て管理運営する体制が整備されていること。
- (2) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上が図られる体制が整備されていること。
- (3) 児童福祉法第39条第 1 項に規定する乳児又は幼児（以下「保育に欠ける子ども」という。）に対する保育時間は、子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して定めたものであること。
- (4) 開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに該当する者に対する保育を適切に提供できるよう保護者の就労の状況その他地域の実情に応じて園長が定めたものであること。
- (5) 保護者が施設の選択を適切に行うために必要な情報開示の体制が整備されていること。
- (6) 入園する子どもの選考が公正に行われる体制が整備されていること。
- (7) 子育ての相談、親子の集いの場の提供その他の子育て支援事業を実施する体制が整備されていること。
- (8) 耐震、防災、防犯等について、子どもの健康及び安全を確保できる体制が整備されていること。
- (9) 認定こども園において、子どもに負傷その他事故が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制が整備されていること。
- (10) 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価をし、及びその公表をすることにより、教育及び保育の質の向上を図る体制が整備されていること。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

島根県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第58号

島根県卸売市場条例の一部を改正する条例

島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「資本」を「資本金」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第19条第3号中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

栄養教諭の配置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第59号

栄養教諭の配置に伴う関係条例の整備に関する条例

（市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 市町村立学校職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び別表第4第2号中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

別表第2第2号中「又は養護教諭」を「、養護教諭又は栄養教諭」に改める。

（県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第4条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

（市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第5条 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和31年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

（市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和31年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 7 条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

(市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例の一部改正)

第 8 条 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例(昭和47年島根県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第60号

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例(平成 3 年島根県条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条 - 第 3 条)

第 2 章 使用(第 4 条 - 第11条)

第 3 章 指定管理者(第12条 - 第20条)

第 4 章 開所時間等(第21条・第22条)

第 5 章 雑則(第23条・第24条)

第 6 章 罰則(第25条)

附則

第 1 章 総則

第 6 条を削る。

第 5 条中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改め、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 前条第 2 項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったとき。

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 項中「青少年社会教育施設の施設及び設備」を「施設等」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員会は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第77号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

(3) 青少年社会教育施設の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理に支障があると認められるとき、又は使用の目的が青少年社会教育施設の設置目的に反すると認められるとき。

第 4 条を第 5 条とし、同条の前に次の章名及び 1 条を加える。

第 2 章 使用

## (利用者)

第4条 青少年社会教育施設の施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用できる者は、研修計画を有する者又は青少年社会教育施設が主催する研修事業に参加する者とする。

第10条の見出しを削り、同条を第25条とし、同条の前に次の章名を付する。

## 第6章 罰則

第9条を第24条とし、同条の前に次の章名及び1条を加える。

## 第5章 雑則

## (損害賠償)

第23条 施設等を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により青少年社会教育施設の施設若しくは設備又は資料を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第2章中第8条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

## (使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

## (使用者の原状回復義務)

第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき(第6条の規定により使用の許可を取り消されたときを含む。)は、速やかに、当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

第2章の次に次の2章を加える。

## 第3章 指定管理者

## (指定管理者による管理)

第12条 島根県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)の管理は、法人その他の団体であって、委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

## (指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- (2) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、委員会が必要があると認める業務

## (指定管理者の指定の申請等)

第14条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第12条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

## (指定管理者の指定)

第15条 委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、青少年の家の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、青少年の家の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

## (事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、青少年の家の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。



## (業務報告の聴取等)

第17条 委員会は、青少年の家の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

## (指定の取消し等)

第18条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が青少年の家の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における青少年の家の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、第21条第2項において指定管理者の権限とされているものについては、委員会の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

## (秘密保持義務)

第19条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第13条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## (指定管理者の原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第18条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理をしなくなった青少年の家の施設及び設備を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

## 第4章 開所時間等

## (開所時間)

第21条 青少年社会教育施設の開所時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、青少年の家の長の承認を受けて、青少年の家の開所時間を変更することができる。

3 島根県立少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の長は、必要があると認めるときは、少年自然の家の開所時間を変更することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、使用者は、開所時間以外の時間にあっても使用することができる。

## (休所日)

第22条 青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び同法第3条第2項に規定する休日

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、青少年の家は、7月1日から9月30日までは、休所しない。

3 前2項の規定にかかわらず、青少年の家の長は、青少年の家の長が必要があると認めるとき又は指定管理者から申出があった場合に指定管理者と協議の上、休所日を変更することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、少年自然の家の長は、必要があると認めるときは、休所日を変更することができる。

5 第3項又は前項の規定により休所日を変更したときは、当該青少年社会教育施設の長は、あらかじめ当該青少年社会教育施設の掲示場に公示する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

## (使用料の納付)

第7条 使用者は、別表に定める使用料(1人当たりの額で使用する場合にあっては、次に掲げる者を除いて計算した額

の使用料をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。

- (1) 高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びに未就学児
- (2) 高等学校の生徒に準ずると委員会が認める者

2 使用料の納付方法は、教育委員会規則で定める。

別表中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改め、別表1の表中

「 使用者(高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びに未就学児を除く。)	県内者	を	県内者	に改め、同表の
	県外者		県外者	

備考を次のように改める。

備考 「県内者」とは、島根県の区域内に住所を有する者その他これに準ずると委員会が認める者をいい、「県外者」とは、県内者以外の者をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立青少年社会教育施設条例第15条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第61号

島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部を改正する条例

島根県立古墳の丘古曾志公園条例(平成3年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第11条を第25条とする。

第10条(見出しを含む。)中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第24条とする。

第7条から第9条までを削る。

第6条を第15条とし、同条の次に次の8条を加える。

(使用料の不還付)

第16条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、その責めに帰することができない理由により有料施設等を使用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者が、古墳の丘の管理上特に必要があるため第13条の規定により許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が、使用開始の前日教育委員会規則で定める日までに使用の中止を申し出たとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第17条 使用者は、有料施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の禁止)

第18条 古墳の丘においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、委員会が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 危険物を持ち込み、又はたき火をすること。
- (2) 竹木等を伐採し、又は採取すること。

(3) 古墳の丘の施設又は設備を損壊し、又は滅失すること。

(行為の制限)

第19条 古墳の丘において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をする事。
- (2) 寄付金の募集、物品の販売その他これらに類する行為をする事。
- (3) 集会、競技会、展示会その他の催しをする事。

2 指定管理者は、古墳の丘の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の禁止等)

第20条 指定管理者は、古墳の丘の管理上特に必要があると認めるときは、古墳の丘の全部又は一部について利用を禁止し、若しくは制限し、又は古墳の丘からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第21条 指定管理者又は古墳の丘を利用する者は、故意又は過失により古墳の丘の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第4条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった古墳の丘を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者は、有料施設等の使用が終わったときは、速やかに、当該有料施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

第5条に次の1項を加える。

2 使用料は、委員会が必要と認めた場合を除き、第12条第1項の許可を受けたときに納付しなければならない。

第5条を第14条とする。

第4条中「委員会は」を「指定管理者は」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同条第1号中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第2号中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同条を第13条とする。

第3条第1項中「古墳の丘において、別表に掲げる施設及び設備（以下「施設等」という。）」を「有料施設等」に、「島根県教育委員会（以下「委員会」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、有料施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 古墳の丘の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、有料施設等の管理に支障があると認められるとき。

第3条を第12条とし、第2条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 古墳の丘の管理は、法人その他の団体であって、教育委員会（以下「委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 古墳の丘の施設及び設備（以下「施設等」という。）で別表に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 有料施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理及び古墳の丘の活用に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、古墳の丘の運営に関する事務のうち、委員会が必要と認める業務  
（指定管理者の指定の申請等）

第5条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、古墳の丘の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、古墳の丘の効用を最大限に発揮し、県民文化の向上に寄与するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）

第7条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、古墳の丘の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第8条 委員会は、古墳の丘の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第9条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が古墳の丘の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における古墳の丘の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、次条から第13条まで、第19条及び第20条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、委員会の権限とする。

- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

（有料施設等の使用時間）

第10条 有料施設等を使用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

（有料施設等の使用日）

第11条 有料施設等を使用できる日（次項において「使用日」という。）は、1月4日から12月28日までとする。ただし、火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌以降の最初の休日でない日）を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、使用日を変更するこ

とができる。

別表中「(第3条、第5条関係)」を「(第4条、第14条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立古墳の丘古曾志公園条例(以下「改正後の条例」という。)第6条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立古墳の丘古曾志公園条例の規定によって行われた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

---

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第62号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例(平成12年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1の40の項中「1,650円」を「2,100円」に改め、同表41の項中「3,200円」を「3,650円」に改め、同表47の項中「2,100円」を「2,550円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年1月4日から施行する。

